

次世代知財システム検討委員会（第7回）

日 時：平成28年3月24日（木）16:00～18:10

場 所：中央合同庁舎4号館 第3特別会議室

出席者：

【委員】中村委員長、赤松委員、上野委員、亀井委員、喜連川委員、瀬尾委員、
田村委員、福井委員、水越委員、宮島委員

【事務局】横尾局長、増田次長、磯谷次長、田川参事官、永山参事官、中野参事官補佐

1. 開会
2. 報告書（案）の検討について
3. 閉会

○中村委員長 では、ただいまから「次世代知財システム検討委員会」第7回の会合を開催いたします。

今日御出席をいただく委員の方は、座席表のとおりです。では、知財事務局長から、早速、御挨拶をいただきたいと思います。局長、よろしくお願いいたします。

○横尾局長 皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本来は今日が最終回のつもりで、私も事務局の担当には年度内に終わるのだぞと言ってあったのですが、この刺激豊かな委員会を終えるのは非常にもったいないなと思ひまして、これは本音であります。もう一段議論が必要かなと思ひ、中村座長とも御相談の上、4月8日にもう一回開催をさせていただくことにいたしました。

そういう意味では、年度当初のお忙しい中、もう一回お時間を頂戴して誠に恐縮でございます。

さはさりながら、今日はこれまでの議論を一応まとめたものを草案という格好で用意をさせていただきました。今まで議論したそれぞれの各論に加えて、総論も新たに言及をさせていただきます。

今回は、次世代と銘打って、次世代からバックキャストとして、足元の課題への対応も含めて、中長期の視点に立っていろいろなことを議論した。そういう意味では盛りだくさんになってしまったのですが、今回、取りまとめの前の会合ということで、ぜひ忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

では、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○永山参事官 本日の配付資料は2種類でございます。

資料1が、検討委員会の報告書の素案でございます。

資料2は、スケジュールと主な議題ということで、2種類を配付させていただいております。

不足がございましたら、事務局のほうにお申しつけいただければと思います。

○中村委員長 よろしいでしょうか。

では、議題に入ります。

これまで熱い議論をしていただきまして、報告書の素案を事務局につくっていただきました。

今日は、この素案の主な項目ごとに事務局から説明をいただきたいと思います。

資料1でいいますと、最初の1ポツ、2ポツが最初のブロック、3ポツが次のブロック、

4ポツ、3つぐらいに分けられるかと思っています。

先ほど事務局長からお話がありましたように、今日、これをしゃんしゃんでまとめるのはちょっと無理があるのではないかというか、それは余りにももったいないというお話がありましたので、委員の皆様には時間をいただいて誠に恐縮でございますけれども、今日と次回の2回で進めていくことができればと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

では、最初の項目について、事務局から説明をお願いいたします。

○永山参事官 それでは、資料1「次世代知財システム検討委員会報告書（素案）」の資料をご覧くださいませでしょうか。

最初に、全体の構成を書かせていただいております。

「はじめに」がありまして「1. 次世代の知財システムとは」というところは全体の総論にかかわるところでございます。2以下が各論ということで「2. デジタル・ネットワーク時代の知財システム」「3. 新たな情報財の創出と知財システム」「4. デジタル・ネットワーク時代の国境を越える知財侵害への対応」という形で、4章で構成をさせていただきます。

めくっていただきまして、次は「はじめに」ということで導入部でございます。

詳細は紹介いたしません、上のほうからデジタル・ネットワークの発展、モバイル端末の普及、また、IoTの進展、そういう時代の変化によって、新しいイノベーションの創出が期待されていること。

「他方で」のところですが、その大量の情報の中には、著作権で保護されているものと保護されているものとされていないものが混在している中で、イノベーションの創出と知財保護とのバランスを図っていくことが課題となっていること。

人工知能など新しい時代に対応した知財システムのあり方についても検討が求められていること。

また、インターネットの知財侵害が深刻さを増しており、それについても検討が必要という中で、次世代の知財システムのあり方について本委員会でも議論を行ったということで導入部を記載させていただいております。

次の3ページは「1. 次世代の知財システムとは」ということで、総論に該当するところでございます。

①から③まで、3点を整理させていただいております。その3点に基づいて、今後の知財システムのあり方について検討していくということでございます。

「① 情報量の爆発的な増大への対応」で、爆発的な増大によって情報の価値のあり方に変化が起きているということ、従来の著作権法の規定にある「創造性」という概念のだけではなかなか説明ができない価値のある情報が出てきている。そういう中で、以下の3つの○について対応が必要になってくると整理をさせていただいております。

1つ目の○が、情報の価値の多様化によって、個々の情報、個々の一つ一つの著作物の価値をベースにして保護と活用、権利制限という仕組みになっておりますが、そういう個々の著作物、情報の価値をベースにした現行制度では、十分な対応は困難になっている。このため、価値の多様化に対応できる新たなシステムが重要であるという認識。

2つ目の○が、活用する情報の保有者にとって、企業ということになりますが、オープン・クローズ戦略が重要ということ。また、その多様な戦略を可能とする制度の構築が必要ということ。

3つ目の○では、既存の価値の体系にははまらないような新たな価値のある情報について、それをどのように守っていくのかという視点で整理をさせていただいております。

「② 未来に対する制度的柔軟性の確保」ということで、今後、起こり得るいろいろなイノベーションの全てを予測して制度をつくることは不可能であるということと、一方で、柔軟性が高過ぎるといろいろな問題もあるということ、そういう中で、制度についてはできる限り一般原則化をして、その運用の中で解決をするということ、柔軟性と予見可能性の両立を図っていくことが重要であること。

「③ 『やり得』を許さない知財システムの構築」で、侵害行為がデジタル・ネットワーク化の発展によって増大するとともに、巧妙化、複雑化している中で、創作と活用の好循環を確保するためには「やり得」「タダ乗り」を許さない社会、知財システムが重要であるということ。

この3つの特徴を抑えながら検討していくことが必要という総論を整理いたしております。

続きまして、5ページから各論に入ります。

「2. デジタル・ネットワーク時代の知財システム」ということで、全体の「(1) 現状と課題」「(2) 論点」「(3) 方向性」ということで、それぞれの各論で整理をいたしております。

まず「(1) 現状と課題」について、詳細な説明は省略いたしますけれども、デジタル・ネットワークの進展によって、ビッグデータを活用した新しいビジネス、また、新しいイノベーションの可能性が高まっている一方で、最後のところですが、大量の情報を利用したい場合に、個々の著作物について一つ一つ許諾を得ることの社会的コストが非常に大きいと言えると現状は整理しております。

その中で、括弧のところですが、これまでの著作権の改正の経緯について、ここは整理させていただいているところでございます。

個別に改正をしてきたという中で、次の新しいデジタル・ネットワーク時代の著作権システム構築の必要性の中で、これまで人間の発想では思いつかなかったような情報の利活用が起こり得るという中で、ここでは諸外国の対応の仕方ということを整理しておりますが、2つ目のパラグラフでは、アメリカのように、そういう変化に対応してフェア・ユースで調整をする国、6ページの一番下ぐらいからになりますが、北欧のように、拡大

集中許諾など、ライセンスの仕組みを見直すことによって対応を図ろうという国があるという中で、次の7ページの「我が国においても」ということですが、そういう諸外国の例を参考にしながら、我が国においても、保護と利用とのバランスに留意しつつ、多様な政策手段を活用した、柔軟な解決が図られる新たな著作権システムを目指していくことが必要であると整理をさせていただいております。

「(2) 論点」は4点から整理させていただいております。

1つ目が「①適切な柔軟性を確保した権利制限規定について」、「②円滑なライセンスの仕組みのあり方について」、「③報酬請求権付権利制限規定の活用について」、「④グラデーションを持った取組の必要性について」ということで整理をしております。

まず、①の権利制限規定についてでございますが、最初のパラグラフ、デジタル・ネットワーク時代においてビジネスモデルが多様化している中で、あらゆる用途を事前に予測して制度に織り込むことは不可能であるという中で、柔軟性を持たせる工夫をしていくことは、国際的な制度間競争の観点からも必要であること。

手法としては、これまで本委員会で御議論いただきましたように、米国のフェア・ユース規定による対応、英国型のフェア・ディール規定、「さらに」以下のところですが、デジタル・ネットワーク社会における著作物の利用の特徴に着目して緩やかな条件に基づき権利制限規定を設けようとする手法があるということで整理をしております。

8ページになります。

次の括弧のところですが、我が国において、いかなる場合において権利制限をすることの正当性があるのかという論点についてまとめたところですが、真ん中ぐらい「市場の失敗」理論を参考に、①利用行為の目的や社会的要請、②利用行為の性質・態様、③民間での取引の成立可能性に照らして検討を行うことが適当であると、基本的な検討に当たっての考え方を整理しております。

その上で、具体的な柔軟性の選択肢として2つ、下ですが「i) 総合考慮型に関する議論」、次のページでは「ii) 一定の柔軟性を確保した権利制限規定に関する議論」という形で2つに整理をいたしております。

総合考慮型につきましては、最初のパラグラフですが、今の①から③の視点を総合考慮して権利制限規定を設けるということで、アメリカ型のフェア・ユースがこの規定に該当するというところでございます。

これについての御意見というものは、9ページに整理させていただいております。

上のほうには、米国とのイコルフットィングの観点からフェア・ユースを肯定する意見、また、その下の「居直り侵害」「思い込み侵害」の増大の懸念、日米の司法制度の違いということから、慎重な意見も提起されております。

i) の最後のパラグラフのところですが、このような中、米国のフェア・ユース規定の考え方を日本に導入するのであれば「居直り侵害」「思い込み侵害」をどのように抑止するのか。市場への影響とか、我が国の司法制度との問題、既存の個別権利制限規定の射程、

また、一般規定との適用関係といったところまで視野を広げて、制度のあり方について検討を行っていく必要があると考えられるということで整理をいたしております。

次の「ii) 一定の柔軟性を確保した権利制限規定に関する議論」ということで、ここは、最初のところですが、柔軟性を確保する方策として、先ほどの①から③の視点を幾つかを限定的に、また、幾つか要件を抽象化するというところで、制度全体の柔軟性を確保するという考え方でございます。

次のページに行っていただきまして、その中では、本委員会の意見ということで整理をしていますが、こういう考え方に基づいて柔軟な権利制限をするという考え方について本委員会では、個別の明文の権利制限規定が存在しない部分をどうするかという観点から検討することが重要であるという御指摘、具体的には、著作物の所在検索、また、分析結果提供のための一部表示といったものが該当するのではないかと御指摘がございました。

その上で、ここでのまとめ、次のパラグラフになりますが、我が国においてもデジタル・ネットワーク時代の新規ビジネス・イノベーションを促進していくためには、明文上対応する権利制限規定がなく、過度の影響を及ぼさないと考えられる分野について、一定の柔軟な権利制限規定を設けていくことが必要と考えられる。

具体的には、大量情報集積、活用、そういう形での要件設定ということ念頭に置きつつ、要件を抽象化することで柔軟性を持たせた権利制限規定を具体的に検討することが必要としております。

「なお」以下は、類推適用とか権利濫用法理による解決のみでは対応はなかなか難しいことを整理させていただいております。

「②円滑なライセンスの仕組みのあり方について」ということで、11ページです。

ライセンス円滑化の仕組みとしては、著作権の集中管理、また、裁定制度などがあり、それぞれの課題について整理をしております。

また、その下には、北欧や英国においては拡大集中許諾制度が導入されていることを紹介した上で、これらのメニューについては、相互に補完的で、さまざまな手法を組み合わせることでライセンスがなされやすい環境を整備することが必要と整理をいたしております。

「i) 集中管理の拡充に関する議論」でございますが、最初のパラグラフ、集中管理については、団体の組成、また、カバー率の拡大を促していくことが重要であるということ、その下は、拡大集中許諾制度について言及したところですが、12ページをご覧くださいければと思います。

拡大集中許諾については、我が国においても、このような新たなライセンシングの仕組みを選択肢の一つとして捉えていくことが必要で、今後、導入可能性について検討していくことが必要であるということ。

ただ、検討に当たっての留意点で、法的正当性、団体の要件のあり方、対価支払のあり方、そういう制度のあり方とか有効性の観点を含めて議論を深めていくことが必要として

おります。

「ii）裁定制度の拡充」につきましては「このため」以下のところですが、権利者探索に関する業務を第三者に委託できるような仕組み、また、補償金の供託義務の見直しを進めていくことが考えられるとしております。

「iii）権利情報の集約化の促進」につきましては、13ページ、最後のところですが、権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていくことが考えられるとしております。

「③報酬請求権付権利制限規定の活用について」ですが、真ん中より下の「このように」というところをご覧いただければと思いますが、当事者同士の契約に委ねることが適切でなく、当該分野での著作物利用が政策的に期待され、かつ、対価のない権利制限にはなじみにくい利用態様については、報酬請求権の仕組みを積極的に使っていくことが考えられるとした上で、次のパラグラフ、具体的に活用するに当たっては、当事者以外の第三者の関与の程度、方法のあり方についての検討が重要と整理をいたしております。

次、14ページ「④グラデーションを持った取組の必要性について」ということで、ここでは、権利制限規定について、賛否が大きく分かれることが多くございますが、その背景を若干紹介しながら整理をしているところで、賛否が分かれる背景にある要因の一つとして、それぞれ権利制限に該当すべきものとして念頭に置いている利用形態は違うことがあるのではないかとというのがリード文でございます。

その違いというものの一つは、一つの視点ということで、著作物を本質的に利用する行為について念頭においていろいろと議論をする視点、もう一つの視点としては、著作物をデータのりまたは一部をごく部分的に利用することを念頭に置きながら権利制限の議論をするという視点があり、それらがある意味混在することによって、その相違が意見の対立を生み、制度の見直しがなかなか進まないという中で、現状としては、次の15ページの真ん中、最初のパラグラフの真ん中で、そういう認識、意見の相違がある中で、権利者の利益と大きく衝突せず社会的意義が認められる利用、データ利用については、なかなか制度改正が進まない中で、そういうデータのり利用については、利用者が委縮したり、また、実効性の限界によって権利者は正当な利益を得られない一方で、違法な利用によって不正に利得を得ている者が、現状、存在するというさまざまな状況が生じているということで、真ん中ぐらいの「このように」ということで、著作権制度を取り巻く課題は複層的なものであって、対策についても多様な政策手段の中から適切なものを選択して、課題を柔軟に解決するグラデーションを持った取組を進めることが必要としております。

具体的にはということで、①から③、一定の場合について萎縮効果のないような制度を目指していくこと、②としては、民間での取引の活性化に資するためには、円滑なライセンスの仕組みの拡充を図っていくこと。

③としては「やり得」「タダ乗り」を許さないシステムを構築していることが必要と整理をいたしております。

最後は「(3) 方向性」でございます。

方向性につきましては、これまでの御議論を踏まえ、新たな著作権システム、次世代の著作権システムを構築することが必要とした上で、その実現に向けては、国による制度的な対応、民間によるライセンスの円滑化、官民連携した保護の実効性の強化など、多様な視点に基づき、できるところから迅速に実行に移すという考え方のもと、以下の事項、4つの○について具体的な取り組みを進めていくことが必要としております。

最初の○ですが、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用の特徴への対応を基本として、一定の柔軟性のある権利制限規定について、早期の法改正の提案に向けてさらに検討を進める。あわせて、より一層柔軟な権利制限規定の導入の必要性の是非について、その効果と影響も含めて検討するとしております。

2つ目の○が、裁定制度について、探索コストの軽減の仕組み、また、裁定に係る補償金の後払いを可能とすることについて、具体的な検討を行い、早期に所要の制度等整備を実施すること。

○の3つ目が、拡大集中許諾についての導入可能性について、法的正当性、実施する団体・対価等のあり方を含め検討を進めるとしております。

最後の○が、権利情報を集約化したデータベースの整備を、官民が連携して分野ごとに進めていくという形で整理をさせていただいております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

では、ひとまずここで区切りまして、今、説明のあった内容について、御意見、コメント、質問などがありましたら、お出しただけであればと思いますが、いかがでしょうか。

○瀬尾委員 大変まとめがたきをまとめというところで、非常によくまとまっていると大変感謝を申し上げます。

ただ、実は「はじめに」という部分、「1. 次世代の知財システムとは」という部分に一番大きなポイントがあって、それは、ここでは手法もあるけれども、知財全般に関する方向性を指し示す必要があるということで次世代だと私は理解しています。

その時に、今どうしたらいいかということだけではなくて、時代の中で、この1冊にある根本的なものの変化は何なのか。そして、その変化についてどう考えるのかというところが大もとの考え方になるのではないかと考えています。

それについては、多少、抽象的にはなりがちですがけれども、実は大きな分岐点に来ているというのが、今、私の感じているところです。

例えば、よく権利者とか利用者とか言いますが、そういう問題とはまた別に、著作物というのは、人がつくって、当然つくるからには、勝手にできてしまうわけではなく

て、意思を持ってつくる。要するに、人が意思を持ってつくったものが著作物であるという大前提に基づいて、この知財のもとはあるということによってやってきました。

でも、今、この中である非常に大きな問題点となっているのは、私は創作の意思の有無と呼びますけれども、創作の意思を持たずにあらわれた知的財産もしくは情報の固まりを、著作物として十把一からげにしてしまうことによって大きな混乱が起きるのではないかと考えています。

例えば、一番極端な例は、AIなどの自動でとれてしまうものですがけれども、多少、本人が写真を撮る、ムービーを撮る、投稿する、一連のものがあつたとしても、創作をしているというよりは、情報を伝えるという意味で、もちろん創作物としての側面はありますけれども、これまでのような意味での創作の意思を持たない著作物が膨大に出てきてしまっている。それを全てこれまでと同様の作品とか、自分の思想または感情を表現するようなものと同様に扱ってしまうこと、そして、それを非常に強力な著作権法でべたで守ってしまうことについて、やはり利用についての障害ができていますと考えられます。

そのときに、例えば、ビッグデータにしても、ビッグデータの一つずつはデータと呼ばれますけれども、そのデータと個人の著作物の境界線とがどこにあるのかということが非常に曖昧な時代になってきている。これが今の大きな問題の根本にあるのではないかと考えています。

ですので、これまでの著作物に対する基本的な考え方がシフトしてきている。

そして、我々は、その一つの知財、つまり、データの固まりもしくは著作物について、創作性の有無、創作の意思があるのかどうか、つくったものに意思があつてそれをつくつたのかどうかということが大きな論点になっていくと私は考えています。

そういう部分、その大もとのずれている部分を最初に抑えないと、幾ら手法的にパッチを当てても基本的にまた繰り返されるし、技術は予想外の展開をしていく。予想外の利用もしていく。そして、やり過ぎると非常に大きな可能性も潰してしまうということは、今、言った根本的な著作物に対する考え方が変わっていることは、まずはじめに含めていくことで、誰も予測できない次世代とか、近未来についての著作物もしくは著作権の対応策になるのではないかと考えています。

非常に抽象的なお話で、最初に、何をするのかと言われると困るのですがけれども、あとはいいのです。これでいいのですけれども、多少文学的かもしれませんが、最初にそういうことをやはり考えるべきなのかなと強く思いますので、最初に申し上げておきました。

○中村委員長 ありがとうございます。 福井委員、お願いします。

○福井委員 非常に充実した視野の広いおまとめであつて、9割以上、全く異論のない、画期的なものになるだろうという予感がいたします。ありがとうございます。

その上で、数点のみコメントを差し上げます。

まず、4ページ目です。

2、3回登場するようではありますが「やり得」という言葉が出てきて、工夫したというのはよくわかるのですが、それでも言葉として抽象的ではないかなという気がします。「やり得」と言われると、何か思い切ってやってしまうことに対して萎縮が働かないかということも心配です。

ほかの文脈を見ると、これは要するに限りなく海賊版及びこれと同一視できる行為は許さないのだという趣旨に受け取れますので、その言葉をストレートに使うことで、余計な拡大解釈や萎縮も防ぎ、また、海賊版に対する強い意思を示していくことができるのではないかと思います。

世の中には、思い切ってやってみることに価値があることもたくさんあります。そういう事柄を萎縮させるのではなく、悪質な海賊版がだめなのだと、通用しやすい言葉を使うのがここではいいのではないかなと思いました。

続いて、8ページです。

3つ目の段落の中に、①から③までの視点をお書きいただきました。③民間での取引の成立可能性ということを書いていただいて、これは、私も提案させていただいた、合理的にライセンスを受ける、許諾を受けることができる場面では、フェア・ユースの成立可能性はそれだけ下がるのでも構わないのではないかと。逆に、そういう仕組みを提示できないのであれば、権利者もフェア・ユースをより享受すべきではないかといった視点も、あるいは一部取り入れていただいたのかなと思ひまして、大変ありがたく思いました。

そして、これはさらに一段強調されてもいいのではないかなと思いました。具体的にどこという意味ではありません。

何でこれを強調することに価値があるかということ、この権利制限規定の導入は、今後、避けられないものとしてやってくるというのが私の認識ですけれども、その時に権利者の協力や理解が非常に得やすくなると思うからです。

権利者は、自分たちが権利管理、許諾の仕組みを整えている箇所について、フェア・ユースが浸食してくることはやはり全般には心配だろうと思うのです。逆に、そういう仕組みを整えていないところは、整えていないのだからしょうがないではないかという話はまだ通りやすいだろうと思います。その意味で、この点をもう一段強調されてはどうか。

そうすると、この多様なメニューの組み合わせという事柄が、それぞればらばらなものではなくて、どういう関係にあるのかということが一段伝わりやすくなると思うのです。

例えば、拡大集中許諾、権利情報のデータベース、あるいは個別のさまざまな制限規定、こういうものが拡充されていけば、その部分に関してはフェア・ユースの成立余地は減っていくだろう。そういうものが、他のメニューが充実してこない場面ではフェア・ユースの出番はより大きいだろうと、お互いの関係を示しやすくなるのではないかと思います。

最後です。16ページ、まとめの箇所になります。

非常に最後の○4つが的確にポイントをまとめていただいていると思うのですが、一番

上の○は、一定の柔軟性のある権利制限規定というのは、多分、個別規定のさらなる拡充を、その下のより一層柔軟な権利制限規定というのが、恐らくはフェア・ユース的なものを連想させる規定なのかなとお読みしました。

もしその読み方が正しいとするならば、後者については、もう一息置いてからと読めません。そして、それに私は反対です。

せっかくここまで次世代知財システム検討委員会とって検討をしてきて、この顔ぶれが集まって、さまざまな議論があったとはいいながら、その検討の必要性についてこれだけ分厚い議論をしておきながら、最後にこれはちょっと残念だろう。出し切らなかったという印象を受けてしまい、それは何を意味するかというと、ほかの箇所からフェア・ユース規定が出てきます。

議員立法その他での検討についても仄聞するところであり、そういう動きから、結局、政府はフェア・ユースについて方向性を出し切らなかったのねと受け取られては、ここでのせっかくの議論、バランスを重視しよう、多様なメニューを組み合わせようといったものを反映しない、いわば多くの人が賛同しづらいようなものが通ってしまいかねません。

その意味で、ここはもう一段踏み出すことを提案したいと思います。それは、プラットフォームについての議論がさまざまな箇所で行っていますが、もうそうゆっくり議論を続けている余地はないだろう。

もちろん制度を変える時というのは慎重に一步一步というのが本則であることはよくわかっておりますけれども、もうそこまでの時間はないだろうという状況認識があるから、あえてこのように申し上げるところです。

そのほかのさまざまなメニューは大変すばらしいと思います。

○中村委員長 では、先に亀井委員、次に赤松委員、お願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。

今のお2人の先生方がおっしゃいましたように、よくまとめていただいたと、まず、感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今の福井先生が最後に御指摘した点なのですけれども、8ページ、9ページで、i)とii)に分けて書かれているものをぎゅっつつづめてお書きいただいているのかなという理解を私はいたしました。前回のパワーポイントの中で、米国フェア・ユース、フェア・ディーリング、受け皿規定、C類型と並んだ表の中の1番目の総合考慮型というのは、まさにここに書かれているように、アメリカフェア・ユース規定を意識した表現で、2ポツはもう少し右側にあるところを表現されたものだろうという理解をいたしましたので、前回の議論でも何となくやはり一定の柔軟性を確保した権利制限のところを中心にまずはいくのではないのかという御意見が多かったように記憶をしております。

そうすると、この方向性のところで、まずは2ポツに相当するところを、提案に向けて検討を進めて早期につくって、さらに一番左、アメリカ型フェア・ユースの導入をどうす

るのかということを検討していくと思いますので、私は余り実はそれほど違和感なく拝読をしたということでございます。

方向性に書かれている表現の仕方が適切かどうかということはあるかもしれませんが、そのような読み方の上で妥当な方向性を示していただいているという意見でございます。

以上です。

○赤松委員 私は、今もそうなのですけれども、漫画家協会という権利者団体なもので、フェア・ユースとかに関して、慎重にとか、作者を怖がらせないような運用とか、そういうことを言い続けてきたのですけれども、ちょっと今年になって意見が変わりまして、というのは、この15ページに、海賊版サイトで有償著作物をそのまま複製・ネット公開し、広告収益などを不当に得ているというのは今までどおり悪いやつらなのですけれども、これは、インターネットアーカイブにたった1人の人がパソコン雑誌をぼんと入れているのです。パソコン雑誌が私は大好きなのです。これは80年代のものですけれども、広告はすごいですよ。FM-77なのですけれども、タモリが出ているのです。これを日本で収録する場合、まず、この富士通の許可と、タモリの事務所の許可と、このI/Oの工学社の許可をとっていたら、とてもではないけれどもできないです。このインターネットアーカイブは非営利なのです。

もう一個、アップルⅡ、私の好きな古いパソコンのゲームが、たった1人の匿名の人によってぼんと500個がインターネットアーカイブに入っていた。これはみんなプレイできる。こういうものに関して、匿名でこういうことをやって、みんな善意で、しかも非営利でこういうことをやると、もし漫画が、サイバーロッカーあたりからここにぼんと寄附されたら、これはプロ責法で見たような形で、インターネットアーカイブ自体は、非営利ですし、フェア・ユースで問題ないとかということになると思うのですけれども、日本にもしフェア・ユースが入ったとしても、非営利で資料を集めまくるようなことをやる企業はないですよ。私が権利者として、今言いたいのは、もし漫画などでこういうことが起こってくるとまるっきり勝てないので、フェア・ユースは当然。福井先生に大賛成。

その中で、さらに善意とか、日本の文化に資するような形の非営利みたいなものを国が補助するレベルぐらいいかないと、これはもう勝てないのではないですかねという感じがしました。善意とか、文化に対するみたいなものを考えていくと、そうなるのではないかと。

こういうものをこの委員会で国民に向けて、この委員会主導で広くアナウンスする必要があるのではないかと思います。

以上です。

○中村委員長 田村さん、お願いします。

○田村委員 既にいろいろな先生方から言われていることで、少し屋上屋のところもあると思いますけれども、最初に、まず総論のところなのですが、大変わかりやすく書けているとは思いますが、ただ、本委員会で皆さんがいろいろとしゃべっていたことがうまく抽象的に全部まとめられたかという、さすがにそれは難しいところがあると思うのです。

ただ、私なりに考えてみますと、恐らく2つくらいの柱が皆さんの議論の中に多分あったのだと思うのです。

1つは、それはある程度は強調されているのですが、イノベーションの促進がやはり大事だろうということがあると思うのです。それはある程度書かれている。でも、ここである程度と申し上げたのは、すごく文章の中に「イノベーション」と書いてある時もありますが、時々「ビジネス・イノベーション」という言葉が出てきていて、特に2ページの「はじめに」の最後の文章のところ、一番気合いの入っているまとめのところは、偶然かもしれませんが「新たなビジネス・イノベーション」で「ビジネス」が入っているのです。

ところが、今、赤松先生からもお話があったように、もう少し我々は次世代を考えるときに広い話をしている。もちろんイノベーションでビジネスも大事です。ビジネスはとても大事だけれども、いろいろなタイプのイノベーションがあるので、そういう普通のビジネスと無関係な文化活動も含めて、それを促進するためにはどのような行為を規制して、どのような行為を野放しにして、野放しと言う言い方が悪いかもしれないけれども、適法にして、あるいは、どのようなものを守ったらいいか。そういう議論をしていたような気がするので、ビジネスというのは非常に大事なことです。今のとおり、入れていただいて構わないのですが、もう一步、抽象的なところで、最後のところは文化活動全般を含めたイノベーションでまとめるような文章をまずは用意していただくのがいいのかな。

それが1つ我々が多分ずっと皆さんで議論していたところだと思うのです。

他方、もう一つやはり柱はあると思うのです。その柱についてはそれぞれ委員によってニュアンスの差があると思うのですが、やはり保護すべきものは保護しようということは、フェア・ユースの強硬論者のように思われる福井先生とか、あるいは実は私とか、赤松先生もそうなのかもしれませんが、我々はそこは一致しているのです。

つまり、ワン・サイズ・フィッツ・オール、一つの制度で全部を賄うというのは今は無理なぐらい多様化していて、繰り返しになりますけれども、デジタル化して、みんながプロ化して、インターネットのおかげでみんながいろいろなものを普及させている時代で、多様化している中で、保護のすみ分けというか、違法にすべき行為、適法にすべき行為のすみ分けとか、あるいは、保護すべきものと保護しないもののすみ分け、それがもう一つのキーワードだと思うのです。

だから、イノベーションを促進することというのは一つあって、それからさらに保護すべきものは保護する。その裏側もあるわけですが、そういう話なのかな。そのような話は、イノベーションについて申し上げましたが、保護すべきものを保護し、そうでな

いものという話は実は各論のほうで、例えば、孤児著作物の取り扱いの時に、少し拡張許諾制度などをやる場合にも対価の支払いを考えてみたらどうかとか、あるいは、任意の登録制度をどう考えるかとかというところにも出てきますし、さらには、今回入れていただいていたのでありますが、「市場の失敗」理論みたいな形で、権利制限のところでも、権利者のほうのビジネスモデルと抵触するときにはそれは自由にしてはいけないのだけれども、そうではないときにはむしろ大胆に自由にしているのではないかな。そういった発想がここかしこに各論では見えています。

しかし、3ページの下から2番目の○のところ、一つのビジネスモデルとしてオープン・クローズ戦略をとっているような、意図的にオープンにして、意図的にクローズにして、使い分けしている権利者に合わせた戦略という形で、これはビジネスのほうの話をしているのですが、これはもちろん大事だと思いますが、孤児著作物など、各論で議論している話は、そもそも無意識的かというと、どうでもいいやという著作権の保護を欲しない人たちの話なども出てきていますので、この2番目の柱と私が思っています、保護の濃淡とか、すみ分けのところでは、総論は少し弱いかなという気がしますので、もう一声入れていただくといいのかなと思います。

長くなって恐縮ですが、全体で3つの柱を、今みたいに少し色を変えていただければいいと思うのですが、やはり読んだときにずっと一貫して頭に入らないところがあるとすると、やはり福井先生が御指摘された③のところ、普通だったら入るような話なのですが、この全体の今回の報告書の流れからすると少し違和感がありまして、これは我々の知財の世界だと、どうしても「やり得」というと、フリーライドという言葉遣いで考えますから、そうすると「やり得」は許さない、フリーライドは許さないとなると、要するに、先ほどの議論でいくと、イノベーションにとってむしろ促進するようなフリーライドがあるわけなので、フリーライドを全て規制するはずもないわけですから、それも「やり得」だから許さないのかと読まれかねないとか、あるいは、先ほどの2本目の柱で、保護すべきものと保護しなくてもいいものがあると思うのですが、その保護しなくてもいいものについてもフリーライドしていることは確かなわけで、孤児著作物についても、それも許さないのかというのは、そういう立場であるように読まれかねないので、もし今の文章を仮に生かすとすると「保護すべきでないものに対する『やり得』」とかと言ってちょっと微修正、あるいは、福井先生のお話、海賊版の話もわかるのですが、私は割とそれだとちょっと総論に置くには少し狭過ぎるかなと思います。

要するに、保護すべきものはきちんと保護しましょう、そうでないものは割と柔軟にという、そういう話の一環でここをお書きになる感じで、もしもう少し直すことが許されるなら、ちょっと「やり得」以外のお言葉で、イノベーションのために必要な保護といった形で、何か少し雰囲気をおっしゃりたいことは同じだと思うので、言葉の問題かもしれませんが、直したほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○中村委員長 上野さん、お願いします。

○上野委員 「報告書」というものをどのような性格のものと捉えるかということにもよると思うのですが、仮に、この委員会のメンバーの総意をまとめるものだということであるとするならば、最初に福井先生が御指摘になった16ページ目の「(3) 方向性」の記述の是非が問題になり得るところかと思えます。

確かにここでは、「一定の柔軟性のある権利制限規定」については、「早期の法改正の提案に向けて更に検討を進める」という非常に強い表現で記述されているのに対して、「一層柔軟な権利制限規定」については、「導入の必要性や是非について……検討する」という表現になっていますから、かなり差があるように見えるわけです。

また、亀井委員も御指摘になりましたように、その前のところ(8ページ以下)には2つの類型が示されております。ここで、米国のフェア・ユース規定を代表とする「総合考慮型」以外のものが、「一定の柔軟性のある権利制限規定」に含まれるということであれば、この2つ目の類型にはいろいろなタイプの規定が入り得るのかと思えます。そして、そのようなものを「早期の法改正の提案に向けて」積極的に検討していく、というように読むことになるのかもしれませんが。

ただ、ここにいう2つの類型が、それぞれ具体的にどのようなタイプの規定を含むのかは、本日の資料では明確でないように思います。前回委員会(第6回)で配付された資料2「デジタル・ネットワーク時代の著作権制度について」の10枚目のスライド「権利制限規定の柔軟性の選択肢」では、いくつかの選択肢が示されていますが、これとどのような関係に立つのかが分かりません。

つまり、前回資料2の10枚目のスライドでは、「米国のフェア・ユース」と「英国のフェア・ディーリング」とは別に、「柔軟性を確保した新たな権利制限規定について提案があった方策」として、「受け皿規定」であるとか「C類型」が示されているわけですが、本日の資料1の7ページ以下にいう2つ目の類型「一定の柔軟性のある権利制限規定」は、そこに英国のフェア・ディーリング規定が含まれることはわかりますが、それ以外に何が含まれているのかわかりません。そして、「受け皿規定」については本日の資料1で言及すらされておられません。

もし、先ほど亀井委員がおっしゃったように、いわゆる「受け皿規定」や「C類型」は、本日の資料1における2つ目の類型「一定の柔軟性のある権利制限規定」に含まれるのだというのであれば、そのことを明記した方がよいのではないのでしょうか。そして、そのような意味での「一定の柔軟性のある権利制限規定」について「早期の法改正の提案に向けて」積極的に検討していくという方向性が示されることになるのであれば、この委員会での議論を反映したものになるのではないかと思います。

ただ、この委員会のメンバーの中には、本日の資料1における1つ目の類型「一層柔軟な

権利制限規定」に含まれる米国型のフェア・ユース規定を積極的に支持されている方もおられるように思いますので、本日の報告書1の16ページにおいて、2つの類型に大きな差が付けられているように見えることが妥当かどうかというのは問題になり得ると思います。この委員会における「報告書」というのはどういうものかという点については検討の余地があるかとは思いますが、この両者にそれほど大きな差をつけないで記載するというのも一つの方法かなとは思っております。

以上です。

○瀬尾委員 例えば、今のアメリカ型フェア・ユースについて、私は非常に消極的、慎重にという立場をとっていますけれども、それは別に権利を守るとか、そういう話ではないのです。私が言っているのは、今の日本で、この規定を入れるためにどれだけの困難があって、入れたらどれだけの効果があるかを考えた時に、私は現場、いわゆる使う側にしても、権利者側にしても、今の状態ではストレートになじまないという観点で、それについて消極的な話をしているのです。具体的にそれを入れて、本当にそれが実効性を持つのかどうかというよ、私は持たないと思っているので、消極的なのです。

例えば、先ほどの赤松さんのおっしゃった話とかというのを見ると、あそこにたくさんの権利があって、権利がすごく細分化して複雑化しています。これについて、一挙にフェア・ユースという言葉で突破してしまおうというのは、現実的に見ると、非常に難しい。例えば、もし私が企業を経営していてそれをやろうとしたときに、それを進めるのは非常に難しいと私は判断してしまうので、もっと具体的に、例えば、今度の法改正でできること、その次の法改正でできること、そして、実際に効果が非常に強いことを順にやっていくべきなので、理想主義もいいのですけれども、具体性を欠いて、逆にそれによる反発とかマイナス効果を考えていくと、今の時点でそれについてはどうかということで申し上げます。

もう一つは、例えば、フェア・ユースは基本的に方法論だと思うのです。方法論で幾らつけ焼き刃をしても難しいと私は考えています。先ほども申し上げましたけれども、使う用途を、これはフェアなのかフェアでないのかということで分別していくのではなくて、もともと発生する権利自体を仕分けするときに来ているというのを、だから、先に最初に申し上げたのです。

べたで著作権が全部にあることを前提にしたら、今後、出てくる創作物なりデータなりが全部著作権で守られたら、フェア・ユースであろうが何だろうが使えなくなるし、絶対にデッドロックになってしまうと私は思っているのです、大もとの議論として、これについては、いわゆる全て著作物であるという考え方自体を転換すべき。これは単純に無方式主義を別に否定するわけでもないし、登録主義を言うわけでもないけれども、もともとのところから違ってこないと解決しない問題だと思います。

今、いわゆるアメリカ型フェア・ユースをいきなり入れるということは、正直、効果を

余り感じないために反対しているということは申し上げておきます。

やはりそれを入れたら全てそれによって企業がどんどん参入してきて、いろいろなものがそれでバラ色の未来が開けるのかというと、私は全くそうは思いません。

逆に、対立を生むだけになってしまって、裁判での黒白だけになってしまったら、この前に出た高裁の自炊判決もそうですけれども、あんなものは黒白をつけるべきではないと私は思っていたし、スキームで上書きするべきだと思っていた。そういうことを全て黒白をつけていくことになったとしたら、本当にそれでいいのですか、それで皆さんは解決すると思いますかというのが、私の主張です。

ですので、権利を守るとか何とかではなくて、実際の知財をこれから運用するために最も効率的な方法として皆様がそうおっしゃっているということであれば、それはそういう論はもちろん納得しますけれども、ちょっとそういう観点でしないと、私はあの自炊でより強く思いました。裁判で決めないことがいいこともたくさんあるということで、これについてお話をしているということです。

○中村委員長 どうもありがとうございました。

では、喜連川さん、水越さん、宮島さん、順番にお願いします。

○喜連川委員 今日は赤松先生がインターネットアーカイブのファンであるというのを聞いてとてもうれしく思います。

私は大分前にブルースター・ケールにわざわざ苦勞して会いに行きまして、この業界では結構おもしろい方なのですけれども、あれのコピーをアメリカの外に置かないのかという話をやったのですけれども、結構、大変うまくいきませんでした。

私は、それで質問がありますかとか、意見がありますかというので意見を出したら、それを修正していますとおっしゃっていたのですが、一体どこに反映されているのか、まずお聞きさせていただけるとありがたい。

○中野参事官補佐 具体的な御修正というよりは、趣旨として保護と利用のバランスということであったかと思しますので、そういう意味では、この全体の記載というところで参考にさせていただいております。

○喜連川委員 質問は極めてシンプルで「居直り侵害」や「思い込み侵害」が増大する懸念ということですが、これは被害額が一体具体的にどうなのですかとお伺いしたく。

それが先ほどから何度も出ているイノベーションというのは、従来のマーケットのリリースメントはイノベーションとは言わなくて、新しいパイをつくることをイノベーションと定義するわけですけれども、そういう検索エンジンを我が国がつくろうと思ったときにつくれなかった。

それに対する損失と、先の被害額との差はどれくらいなのですかというのを御質問申し

上げました。

○中野参事官補佐 被害額として現状で集計しているものはございませんので、額という形での御回答は難しいと思います。

○喜連川委員 大きいか小さいかを聞いたのです。

○永山参事官 比較する両方、さまざまな意味での侵害額という推定はございますし、ただ、一方で、先ほどフェア・ユース規定がないことによる損害というもの、プラットフォームというものはなかなか日本で育たなかったといういろいろな側面、著作権制度も一つの面かもしれませんが、そのどれがどう因果関係があるのかというのは、正確な分析は難しく、先生がおっしゃるような形での明確な対比は非常に難しいと思っています。

○喜連川委員 難しいとは思うのですが、やはりそういうことをいかにインヴェスティゲートするかということが、こういう次の方向感を決めるときに非常に重要になってくるのではないかという気がしている次第です。

つまり、福井先生もおっしゃった、一定の柔軟性をうんぬんのところに関してということ、より一層柔軟なということに関しては、やはりちょっと一歩引かれておられるというのは私も感じざるを得なくて、この委員会の目的が何なのかは私も必ずしも十分に理解できていないのですけれども、2000年以降、15年かかって、アメリカはGDPをサチュレートしていると言いながら50%上げてきている。日本はほとんど何も上がっていない。

こういう中で次の切り札をどこに求めるのかということ考えたときに、根源となる法律をどう見据えるのかというのがこの委員会だという立てつけであるならば、もうちょっと積極的な御表現を御検討いただくことも重要なのではないかなと思った次第です。どっちのほうか日本を元気にするのかという気持ちを持ちつつ、皆さんもここに御参加されている方は思いながら発言をされてきたのではないのかなという気がいたします。

これは、今、オバマ大統領が、PMI、Precision Medicine Initiativeをやっている中でも、どうやって健康医療のデータをいかにビッグデータとして集めるかということ非常に戦略的にやっておられるわけですね。

そういう国家戦略という視点で見たとき、我が国は一体何の切り札を出すのか。もう一つ、私が質問させていただいたのは、米国と同程度にするというのはダメだと思いう点です。今、もう負けているものは勝てないわけです。ですから、米国に勝つためには一体この委員会としてどうするかということまで踏み込む。

これは先ほど先生がおっしゃったような、底流となるものの考え方自身を根源的に考えなければいけない。VUCAというのが去年の末から出ていますけれども、Volatility、Uncertainty、Complexity、最後のAはAmbiguityです。何が起こるかわからない。何が起

こるかわからないときにも、それでも日本が勝てるというポートフォリオをつくるためにはどうすればいいのかというのが、この委員会の大きなミッションだとすると、ちょっとおとなしめにおさまっているのではないかというのが、私の印象として御意見を申し上げさせていただきます。

○中村委員長 水越委員、どうぞ。

○水越委員 ありがとうございます。

報告書の読み方としては、私も亀井さんと同じような読み方をさせていただいたところなのですけれども、一定の柔軟性を確保した権利制限規定に関する議論を、9ページ以降のところ、特に大量の情報集積と活用などを念頭に置いたということで、1つ具体的な視点が示されているというところで有意性があるというか、今、取り組まなければいけないことが示されているという意味で、その具体的なところが後ろの方向性にも入ったのではないかと考えております。

今のそのほかの総合考慮型ですとか、15ページの書きぶりもそうなのですけれども、いろいろと議論をしたところをよくまとめていただいているとは思いますが、紙にすると悪質な侵害とパース善意者というものが、今までの平べったい、先ほど福井先生と田村先生からのお話もありました「やり得」とか、そういうところもありましたけれども、恐らく何か善意者が挑戦するというのではなくて、新しいことをしたい人がいるときに、今までの制度が、情報集積ですとか、その中で新しいことをしたいときに挑戦が進まないことを恐らく言いたいのだと思いますけれども、その上で悪質な侵害行為と善意者という対比をしたりですとか、心配な点、懸念点についても、居直りですとか、そういうことに閉じ込めてしまっていることによって、議論をまとめたときに、少し今までのステレオタイプのように読めてしまうところもあるのではないかと思うので、この善意者ですとかというところは、表現としても気になりましたので、御検討いただければと思います。

8ページの、私も、福井先生が強調された民間での取引の成立可能性というところについては、重要なメルクマールであると思っております、そういうことが活発に行われていて、うまく対価を回収できることについては、やはり努力が必要ですし、恐らく田村先生のプレゼンから来て、この16の脚注のところ「市場の失敗」理論の第二に対応するというおまとめもいただいているのですけれども、何でそういうことが重要なのかということについても踏み込んだ記載をいただけると、そうではないものが情報として価値を生み出していく場合と、それ以外で、それ自体、著作物自体が価値を生み出して取引可能性をもたらしているという場合などについて、うまく要件定立ができるのではないかと思いますので、コメントさせていただきます。

○中村委員長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 重なっている部分もありますけれども、一つは、この報告書の目指すところ、これを次にどのような形で生かすかということ考えた場合に、この報告書が法的な枠組みをつくることを目指しながらも、すぐにこの報告書が法律になるすぐ一步手前でないことを考えると、いわゆる霞が関文学的な表現はできるだけ避けたほうがいいと思います。

私の理解では、過去におけるさまざまな提言書の中で、検討しますと書いたものは、はい、検討しましたということでも終わることもままありますので、やはり皆さんがおっしゃるように、気持ち強目に、例えば、4 ページ目の最後は、書きかえが難しいですが、「あり方を検討していくに当たっては、これら3つの特徴を押さえながら検討していくことが必要である」というのは、やりたくない人にとってみれば、はい、検討しましたになるので、少なくともこの委員会においては、これはやるべしぐらいの強さをもって書けるとよいと思います。

全体にもそうですけれども、もうちょっと意思を強めに書ける部分があれば、後でどうにでもされる表現をできるだけ避けていただきたいです。

2つ目は、フェア・ユースに関しましては、さまざまな利益とか経済的な要因とか、国際情勢の中では、その方向に進めることは打ち出すことで私もいいと思うのですけれども、私ももし慎重な部分があるのは、これが即アメリカ型のフェア・ユースと理解する人たちがいて、その過剰な対抗心とか反対意見を必要以上に喚起することに関しては、ある程度気をつけなければいけないと思います。

私自身も、何でも裁判で解決するというのは日本にはなじまないということを以前も申し上げましたけれども、同じことを日本でやるのであれば、訴訟を起こす前の事前のガイドラインなど、この幅の中であればほぼ大丈夫というものを丁寧に示していくことが必要だと思います。

さらにこの知財システムの重要なところは、それでも、今想定できないものに関してどうするかということがテーマであったと思うのですけれども、そこに関しては、未知のことに対する挑戦はできるだけトライを促しましょう、新たにやりたいことに関しては後押しをしましょうという意思を示していけば、いわゆるステレオタイプに反対する人に対して、一定程度の説明にはなるのかなと思います。

あと、この報告書は、この話し合いそのものが専門的な方々によって行われたので、どの程度一般の人を巻き込む必要があるのかどうかわからないし、もしかしたら書き込む必要がないのかもしれませんが、私自身は、こうした議論あるいはAIやインダストリー4.0といった流れに対して、普通の人たちが完全には理解が同じようではないところから、いわゆる「やり得」とされるようなことが起こることもあると思うのです。

実際問題として、今、普通の人が発信したり、普通の人張りついたり、いろいろなことができる中なのですけれども、かなり一般レベルの知っているだろうと思っている人でも著作権においては知識がないことが結構あって、私たちも放送をやっている時々びっく

りするようなことがあります。私たちが放送したものを、普通に視聴の意味でビデオをとっていただくのは別にいいのですけれども、それがある程度マーケティングなところにも全く許可もなくぼんと載せられていたりとか、多分、悪意はないのです。悪意はないのですけれども、そこに対して、これがいい、悪いという意識が、一般レベルではまだ必ずしも高くないかなと思っております。

そうでないところにさらに複雑なこのAIという事態が起こることを考えると、発信者にもなり得る一般の人たちをどう巻き込んでいくかということ、一定程度あってもいいのかなと。本当に、1行か2行でも、1つ項目立てをする必要まではないかもしれないのですけれども、そういうところがあってもいいのかなと思います。

実際、例えば、37ページの消費者に発見されやすくしていくことが重要であるみたいなことが書いてありますけれども、そういったことが考えられるユーザーを巻き込む箇所に関してはそういうものを入れていって、そして、まさに海外とか、悪質なサイトは結局それを無意識に利用する人たちが余り罪の意識がないままやっているところに課題があるところもあると思いますので、とにかく私たちは、守るべきところはちゃんと守るのだと。だけれども、それ以外の新たなチャレンジに関しては、かなり広範囲にみんなでやってみたほうがこの国のためになると思っていますということが理解できるように、文章を工夫できればと思います。

以上です。

○福井委員 私の指摘した箇所についてたくさん発言をいただきましたので、最後に一言。

喜連川先生、あるいは、赤松さん、宮島さんの発言に勇気をいただきまして、そして、16ページの一定の柔軟性のある権利制限規定と、より一層柔軟な権利制限規定、この点についてですけれども、確かに上野先生あるいは亀井さんの御指摘のように、この一定の柔軟性のある権利制限規定というものに、例えば、いわゆる権利制限の受け皿規定が入るかというところが、要するに、少し曖昧なのではないかという気がいたしました。

御指摘は瀬尾さんからもあったとおり、米国型のある意味では最も強いフェア・ユースを直ちに導入すべしというコンセンサスは、あるいはこの場にはなかったかもしれません。

しかし、権利制限の受け皿規定に関しては、もう少しわかりやすいメッセージを打ち出してもいいのではなからうか。私は、それについては、今のお考えを皆さんから伺った上で、ほぼコンセンサスは出ているように思うのですが、もしまだ足りないということであれば、恨みっこなしで決でもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○中村委員長 亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 ありがとうございます。亀井です。

先ほど田村先生が御指摘の「ビジネス・イノベーション」という言葉の使い方について、今、ちょっとつらつら拝読しながら思ったのですが、ビジネスを奨励していただくというのは日本にも大事なことですし、ビジネスをやる者にとっては非常にありがたいのですが、この場での議論は、恐らく水越先生が言われたように、新しいことをしたい人が多分対象なのだと思いますし、9ページの上にならされているように、イノベティブな事業や利用対応というところに書いてあるとおりののではないかと思います。

グーグルがやっているビジネス、広告収入で儲けるということ自体、それ自体イノベティブだったと思いますけれども、ここで言われているように、所在検索ができることで、恐らく世の中自体がその利益を受けて、さらにイノベティブなものが起きていくというところにやはり期待感があるのだらうと思いますから、文脈でビジネスについて触れていただくことはいいかと思うのですけれども、ビジネス・イノベーションとくくって使うと非常に狭く見えてしまうというのは、田村先生がおっしゃったとおりだなと思いました。

以上です。

○瀬尾委員 今、16ページの○の1個目で非常に分が悪い。

だけれども、何度も申し上げますように、単純なことでこれについて慎重にと言っているのではないのですけれども、一つ言葉としてひっかかるのは、アメリカ型フェア・ユースという言い方は非常に嫌です。

アメリカが確かにイノベーションでいろいろなことをしていますけれども、その成功の要因が単純に法的な要因だけとは思わないし、いろいろな要素が絡まって成功していると思いますから、単純にそれをとれば直ちに日本企業が成功するとも思えない。ただ、条件は同じにしてほしいという気持ちよくわかります。

ただ、アメリカ型の同じ法制を1カ所だけ引っ張ってきて、それが功を奏するかということに疑問を持ってきている。

だから、より柔軟なという言い方が柔軟な言い方を微妙にしているところで、アメリカ型のフェア・ユースがそのままより柔軟なこの権利制限規定というものとイコールになってしまうことについて、とても違和感があるということです。

ですから、今、直ちに日本がアメリカ型フェア・ユースを入れれば解決することはないのではないかというのは私が何度も繰り返したとおりですし、だからといって、現状がいいのかというと、よくないからこういう議論をしているわけなので、それについて何らかの対応をしていくことについては、私もいろいろなアイデアも出しますし、あえて否定していくことでもないということです。

これがアメリカ型そのままを入れるということにニアイコールになってしまうので、腰が引けてしまうとか、表に出すとどうだろうかという話になってしまうので、ちょっとそこから辺の文脈を変えていただくことがあればいいだろうし、私はよく言うけれども、日本型とかアジア型の柔軟な権利制限規定が、アメリカよりもっといいものができたら、その

ほうが全然いいと思います。

ただ、アメリカのシステムというものを模倣といったらおかしいですけども、持つてくることには慎重であるということをやっと重ねて言います。書きぶりについて多数決をとらなくてもいいので、考えていただきたいと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。

最初のアジェンダで時間を大幅に超過しておりますので、そろそろ次に行きたいと思っ
ているところなのですが、少し整理をしますと、なかなか悩ましい委員会でございます、
最初の「はじめに」のところに、皆さんのあふれる思いといいますか、我々の気持ちとい
いますか、我々自身がミッションだと思っていることをどんどんぶち込む。ここを大胆に
攻め込むというのが一つのやり方かなと私は感じています。

一方で、悩ましいと申し上げましたのは、この委員会が通常よく役所で開かれる私的懇
談会と違う面があります。それは、ここから出てくるアウトプット、今でいうと16ペー
ジの方向性のあたりが政府の知財計画に反映されるようになるので、実際に政府として責任
を持って、行政行為をなしていくもとなるということなので、恐らく事務局は、どこま
で書き込めるかということで悩ましい思いをして、今こういう状況にあるということだろ
うと思いますので、一種の連立方程式といいますか、次世代に向かって我々は大胆に議論
をして、その我々の気持ちをここに反映させたいという思いと、政府の方針としてどこま
で書き込めるかというその両方をにらみながら報告書をつくっていく作業が必要になっ
ておりますので、ここは非常に大胆なことを書きつつも、慎重で繊細に書かなければいけ
ない部分もあることを念頭に置きつつ、次回までに、今日の議論もそうですけれども、皆
さんから個別に意見を事務局に寄せていただいて、どこまで書き込めるかという調整が
できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に進みたいと思います。

次は「3. 新たな情報財の創出と知財システム」です。

これを事務局から説明をお願いいたします。

○中野参事官補佐 それでは、手短に御説明をさせていただきます。

報告書の続きで、17ページから33ページの部分が該当するパートになります。

「3. 新たな情報財の創出と知財システム」ということで、AIですとか、3Dですとか、
データベースといったデジタル・ネットワーク時代の価値ある情報を知財制度上どのよう
に取り扱っていくかといったところについて、これまでの議論を踏まえ、整理をさせてい
ただいております。

まず、17ページ目が人工知能の関係のところになります。

「(1) 現状と課題」については、人工知能の技術が発展していろいろな分野において
活用が期待されているところ、その分野の一つには、コンテンツをつくるといった創作と

いうところも入ってくることを1ページ目に書いております。

そのような中で、18ページ目の〈知財制度上起こり得る課題〉ということで、こちらの委員会でも御議論いただきました課題ということで、情報量の爆発的な増大が起こるのではないかとこのところでございます。

今の知財制度上、人工知能が自律的に製作したものは、コンテンツあるいは技術情報であれば権利の対象にならないというところが一般的な解釈ではあるものの、外見上、見分けることは困難なので、明らかになっていなければやはり人間がつくったものと同様に扱われるということで、知財で保護されていると見えるものがたくさんふえる事態になるのではないかとこのこと。

こちらの最後のパラグラフのところ、それによって人工知能を利用できる者による情報や知識の独占、人間による創作活動の萎縮といったようなところ、少し未来、先を見るとそういったことも予測されるのではないかとこの懸念を書いているものでございます。

〈検討の視座〉としては、このような人工知能にどう向き合っていくかということで、次のページになりますが「我が国として」というところでございます。

新しい技術について、背を向けるというよりは、やはりこの場ではその人工知能による創作という新しい可能性に積極的に取り組んでいくという立場、その上で知財システムがどのように対応していくかというスタンスを書かせていただいております。

また、なお書きのところ、時代の認識、どの程度の人工知能の創作を念頭に置くのかということでございますが、こちらについては「人間が創作的寄与とは言えないまでも何らかの関与をしつつ、人工知能が、人間の創作物とほぼ同等のものを作り出す時代」というところについて念頭に議論を進めるという整理をしております。

次のところから論点ということで、パートに分けて整理をしております。

まず、論点1として「議論の前提とするAI創作物と現行制度の適用可能性」でございますが、その下のところで、念頭に置くのはまずはコンテンツということで整理をしております。ただ、技術やサービスについても、今後、社会経済への影響については検討を行うことが必要であるという整理でございます。

〈現行制度の適用について〉は、次のページ、1行目のところでございますが、AI創作物全体に著作権のような保護を認めるのは過剰になるといった懸念が共有されたということで整理をしております。

他方で、海外との関係でそれでは問題があることも考えられるといった懸念もいただいているところで、こういった議論を踏まえて、AI創作物に対して著作権等既存の制度を適用していくことについては、諸外国の動向も留意しつつ、まずは慎重に考えていくことが適当という整理をしております。

その上で、既存のものではないAI創作物、それ自体を対象にした保護の必要性の検討ということでございますが、こちらについては、人間の関与がどの程度なのかといったところに照らして、インセンティブの観点から議論を行うことが必要であるという視点を整

理してございます。

その下の（３）のところで、実際にインセンティブの観点から、AI創作物についてどのように保護が考えられるかといったところを整理してございます。

こちらについては、21ページで、これは前回の委員会でもお示したかと思いますが、シナリオを幾つか設定して議論をするということで御提案をさせていただきました。このシナリオ3つを記載しております。

シナリオとしては、1つ目、コンテンツ・クリエイターがAIを利用する。道具としての延長線上でAIを使って創作をする場合。

②として、プラットフォームがサービスの中でAIを利用する。手元で消費者がそのサービスを使って創作ができるという場合。

あるいは、AIとその創作物をセットで、キャラクターを付すような形で展開していくという3つの場合が考えられるのではないかという整理をしております。

22ページで、それぞれのシナリオについてのインセンティブのあり方ということで整理をしてございます。

少し文章で書いているのですが、結論のところということで、23ページの下の表をご覧くださいと思います。

まず、①のコンテンツ・クリエイターによるAI利用について、プログラム提供者はプログラムの提供によりペイするため不要ではないかという整理の一方で、AI創作物を利用して商業的に展開する方については、フリーライド抑制の観点から、何らかの保護が必要になる可能性ということを書いております。

この保護の具体的なイメージということが、22ページになりますが、真ん中ぐらいの「他方で」と書いているところでございます。保護の必要性があるにせよ、あらゆるものを保護するとするのは過剰になるというところから、一定の「価値の高い」AI創作物に限って何らかの保護をする。

例えば、自他識別力または出所表示機能を有するようなものを保護していくことが考えられるのではないかということ整理してございます。

また23ページの表に戻っていただきまして、②のところで、プラットフォームによるAI利用については、プラットフォームの影響力といったところに留意が必要ではないかということ整理してございます。

24ページということで、AI創作物自体を知財でどう保護するかという次の論点として、AI創作物が既存の知財制度あるいは人間の創作活動にどのような影響を及ぼすかということについて、2点整理してございます。

1つは、AI創作物と人間の創作物の関係の類似・侵害に関する争いでございます。

こちらについては、どちらが訴えるかという場合、いずれも考えられるとは思いますが、一つのパターンとして、AI創作物が被疑侵害となる場合ということで整理してございますが、この場合は「依拠性」というところが問題になってくるのではないかとということで、

24ページ、一番下のところでございますが、結論として、AI創作物の「依拠性」のあり方について検討が必要になってくることを整理してございます。

また、26ページ「② 人間の創作物や保護の仕組みへの影響」でございますが、こちらについては、AI創作物と人間の創作物が市場で競合する中で、AI創作物についての保護が人間の創作物より薄いことになると、そちらのほうがより使われることになっていくのではないかという可能性を書いています。

それに対して、人間の創作物がどう対抗というか、やっていくかというところで2つの方向性が考えられるのではないかと。

一つは、創作の価値、質を高めていくという方向性、もう一つの方向性として、より利用されやすい環境を整備していくという、任意の登録制度といったお話もあったかと思いますが、そういった仕組みも必要になってくるのではないかということを書いております。

「(5) 方向性」ということで、本委員会では、AI創作物という少し先の物を念頭に置きつつ御議論いただいて、課題と多様な方向性、全体的に抽出、整理をいただいたと整理をしております。

その中で、当面、具体的に進めることが考えられる事項については3点ということで整理してございます。

1つ目は、一定の「価値の高い」AI創作物について何らかの保護のあり方ということについて具体的な検討を行うという点、2つ目として、プラットフォームの影響についての調査を進めるという点、3つ目として、こういったAI創作物に関する国際的な議論を深めていくという観点から、こちらの委員会での検討状況などの海外の発信に努めるといった3つのアプローチでの取り組みが考えられると整理してございます。

続きまして、3Dプリンティングについても概要を説明させていただきます。

1ページ目は、ものづくりがいろいろと変わる中で、それに対応していくことが必要であるということで、3Dデータについて模倣の抑制の観点あるいは利活用の観点から検討が必要であることを書いてございます。

27ページ目の上のところでございますが、こちらについては<検討の視座>ということ大きく2つに分けて考えるということを書いてございます。

もともとのものに保護がある場合、知財がある場合とない場合ということで視点が違うということで、分けて考えるということを書いておまして、その下の(2)からが、それぞれ分けた場合の論点になります。

まず、論点の1として、知的財産権で保護されている物の3Dデータにした場合の取り扱いでございますが、こちらについては、最終的な生産の段階だけで侵害を捕捉するのは限度があるので、前段階のデータの複製・頒布についても一定は及ぶことが必要になってくると考えられる中で、著作権については、現行制度のままでもある程度対応できているのではないかと、一方で、特許権また意匠権で保護されているものについては、これ

が特許法等でいう「物（プログラム等を含む。）」に該当するかどうかが問題となるというところが御指摘としてあったかと思えます。

こちらについては、現在の特許法等の解釈においてでございますが、28ページの一番上のところをご覧いただければと思えますが、2行目のところでございます3Dデータについても、データ自身の有する構造によりコンピューターによる処理内容が規定されていれば「プログラム等」に該当することも可能性として考えられるというのが現行の制度からの解釈でございます。

このような状況を考えると、現在の知財制度によって一定の保護が及んでいるとも考えられますので、これで足りないのかどうか、技術や実用化の進展状況に応じて検討していくことが必要であるという整理をしてございます。

また、侵害対応、利活用については、今後、プラットフォームの機能ですとか、ライセンス表示といったところも必要になっていくということを整理しております。

論点2ということで、知財権で保護されていないものの3Dデータについてということで、こちらがまた中で2つに分かれてございます。

まず、実物をそのまま3Dデータ化した場合については、事実情報の測定であり新たな権利を認めることの必要性を見出しにくいということで、現時点で何らかの法的保護を行う必要性はないのではないかという整理をさせていただいております。

その下の部分で、3Dデータ化の際に何らかの工夫を加えた場合については、工夫をしているということで何らかの付加価値が生じているだろうというところでございます。それをどのように保護していくかというところが、今後、検討が必要であろうということで整理をしてございます。

「(4) 方向性」についても、AIと同様ですが、全体的に課題の抽出、整理をした中で、当面やっていくところについては1つということで、3Dデータのうち一定の「価値の高い」ものというところについて、何らかの保護のあり方の検討を進めていくことが必要ではないかという整理をしてございます。

30ページから、データベースの取り扱いというところでございます。

データベース、ビッグデータが価値を持つ中で、既存の著作権の法体系の中では、なかなか保護が難しいものが出てきているというところについて議論を行うことを、最初の30ページ目から31ページ目にかけて書いております。

保護が難しいものとして幾つか類型があるということで、その類型の説明が31ページのところで、その下の(2)のところから類型ごとにどう考えるかという論点の整理をしてございます。

現行の法体系で保護が認められにくいものとして、創作性が認められにくいデータベースをどう考えるかというところでございます。

こちらについては、これを著作権の保護対象としていくことについては、創作性を認めるための基準を定めることは難しいのではないかといった御意見、あるいは営業秘密とし

て保護されるのではないかといった御意見、さらには実質的にアクセス権限等により管理ができるのではないかといったところから、比較的慎重な御意見が挙げられたかと理解しております。

他方で、欧州等ではこういったものを保護しているということで、選択肢になり得るといった御指摘もあったところで、両面あるというところで、引き続き保護の要否、方法について検討を行うことが必要ではないかという整理をしてございます。

2点目については、AI創作物の一環としてのデータベースというところで整理をしているものでございます。

また、最後、3点目ということで、創作性が認められにくいデータベースの中でも、特に公開を前提としているようなものについては、少し違う視点からの議論が必要ではないかということで別に立てて整理をしております。

こちらについては、データベースの創作性、作り方というよりは中に入っている情報をどう守るかということが議論の本質であることと、その保護のやり方については、もちろん制度として保護対象とするやり方もありますが、利用規約、契約等の整備あるいは情報管理の高度化といった方法を講ずることも考えられるといった御意見があったかと思えます。

33ページのところで、結論でございますが「このような状況を踏まえ」ということで、公開型のデータベースについて、契約面・技術面での対応の高度化を含めた保護のあり方というところ、また、オープン化に関する動向というところも踏まえつつ検討を行うことが必要であろうということで整理をしております。

「(3) 方向性」については、2点ということで、一つは、創作性を認めにくいデータベース全般について保護の要否や方法についての検討を行うという点と、もう一点は、特にその公的研究資金による研究成果のオープン化が国際的にも要請される分野について、どう保護と利用のバランスを図っていくのかといった点についても検討が必要であろうということで、2点として整理をしております。

長くなりましたが、以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。

では、このAI、3Dプリンティング、データベース、どこからでも結構ですけれども、コメント、意見がありましたら、お願いいたします。

水越さん、お願いします。

○水越委員 AIの点について1点申し上げたいと思いますけれども、方向性のところで、3点、検討課題が挙げられております。

初回のフリーディスカッションのときに、私のほうから日本でデータが集まるような仕組みについて、競争力という観点から検討いただくのがいいのではないかとということをお申

上げました。

今、25ページですと、確かにこの巨大プラットフォーマーについて影響力の調査、分析を行うというのは、少しプロテクティブといたしますか、影響からとられてしまうのではないかという響きのものとも思われます。23ページの「なお」以下の部分もそうです。

そういう視点も別途あると思うのですが、そういうプラットフォームを築くことによって優位になることは間違いがないので、どうやってそういうビジネスを日本で、日本にあるコンテンツや日本にデータを入力してくれる人、インプットしてくれる人が増えてくることによってイノベーションを、日本でいかにこのビジネス優位性が築けるかという点もあるので、日本において、プラットフォームによってビッグデータの収集、活用をしていけることの意義について広めるとともに、そういうビジネスモデル等についてのテストベッド等を積極的に行っていくなど、盛り上げていくというものについても検討いただければと思います。

以上です。

○中村委員長 亀井委員、お願いします。

○亀井委員 AIの方向性のところは、方向自体に異論があるわけではございません。

○の1つ目で、サマライズの仕方だと思うのですが、一定の価値の高いという「価値」は何ぞやというのは、ここだけ見るとやはりよくわかりませんので、恐らくこの本文のほうでいろいろと言われている、例えば、22ページで「市場に提供することで対価を回収する」とかという、つまり、市場に提供されたもので価値が高いとか、提供されることで価値が生まれているとか、恐らくそういう形容詞というか、そういうものがついた価値なのだろうなと思いますので、先ほど委員長がおっしゃったように、知財推進計画にどう載るかということもありますが、単に「価値が高い」だと、いろいろなことが考えられるかなという気がしますので、表現を工夫いただければいいかなと思います。

一方で、3Dデータのところは、やはりまとめて一定の価値が高いと言われていますが、これは念頭にというところは、ここが価値なのだということを恐らく言わんとしているということがわからないでもないのですが、ここは少し限定的になっていいか。あるいは、この価値の中身を説明するような表現にさせていただくか、どちらかかなと思いました。

以上です。

○中村委員長 どうぞ。

○喜連川委員 この先行き誰もわからない人工知能をまとめるのは大変御苦労がにじみ出ているなという気がするのですが、この18ページに、人間による創作活動が委縮、後退することも懸念されるというのは、かなり強いメッセージ感かなという気がします。

オリンピックの競技場で、皆さん、何だこの形はみたいなものをザハさんが御提案になったのは御記憶ではないかと思うのですけれども、あれは完璧な高度なCADすなわちコンピューターの技術を使い回しているといえますか、人間の手では到底できないと聞いております。要するに、コンピューターを使ってその意匠性をつくっているという、コンテンツというのに限定すると、極めていい例ではないかと思えます。

では、コンピューターがつくるから萎縮が起こるかということ、あの方ぐらいというか、物すごく先鋭的な方がITを使いこなして、さらに新しいものをつくっていくという競争の世界に、私は入ってきているのではないかなという気がするのです。

したがって、このAIというのは、長い目で見るとツールとしてとらえるべきではないかと考えます。

アメリカは、2006年にマシン・ラーニング・エブリウェアという言い方をします。つまり、AIもパーツであっちこっちに入るような時代になるのは目に見えているのです。

したがって、余りここでそれで萎縮するとかということではなくて、もっと積極的に活用するというトーンのほうが、自然ではないかという気がいたしました。

それから、この21ページの図なのですからけれども、これほど単純な構図に多分ならないのではないのかなという気がいたします。

つまり、ソフトウェアというのはいろいろなレイヤーがありますので、いろいろなプレイヤーが出てきます。ここでもディープラーニングに対して御言及がなされているわけですから、現状、これを動かせるプレイヤーというのはよほどお金持ちで、貧乏たれな大学の先生では到底こんなものは使えないのです。

画像認識等でも半年ぐらい動かしているというのが当たり前になっていますので、そうしますと、そのトリックをどう入れるかというプレイヤーもまたいろいろと出てくるのです。

したがって、非常に多層なプレイヤーが重なってきますので、何か丸ごと1個という感じにはならないので、とりあえずはこれで結構だと思えるのですけれども、こういうシンプルファイされたものでサフィシャントだというイメージを与えるとまずいのかなという気が、印象として持っておりました。

それから、私が一番興味があるのはデータなのですからけれども、自動集積されるデータベースの取り扱いなのですが、自動集積されないデータベースのビッグデータは結構重要なのですけれども、それは対象外なのでしょうかね。

データベースと言ってしまうと、データに著作権はないのだとみんな言われているわけですから、研究者はほとんどこのデータを集めるのにも精根尽き果てるほどエネルギーを入れていて、ほとんどの研究者は、僕のとったデータは著作物と思ってしまう人が多分9割ぐらいいると思うのです。

なので、自動集積されないデータベースのほうが本当は重要なのですが、そこはどうか書いておいていただけるとありがたい。

以上です。

○中村委員長

どうもありがとうございました。

この部分についても、もし追加でこのあたりを明確にしてくれとか、修正すべきだということがあれば、事務局にお寄せいただければと思います。

もう一つのアジェンダです。「4. デジタル・ネットワーク時代の知財侵害への対応」に関する議論も、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○永山参事官 34ページにつきましては「(1) 現状と課題」ということで、最初の2つのパラグラフにつきましては、被害実態、会議で出させていただいたものに言及させていただいています。

また、これまでの主な取り組みということで、官民、ヒアリングではCODAの説明がありましたけれども、その取り組みを紹介しているところですので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

35ページの<課題>のところからご覧いただけますでしょうか。

課題では、最初のパラグラフ、コンテンツ等の海賊版被害については、サーバーを国外に設置するなど、国を基本とした従来の知財制度では対応が難しい事例が顕在化しているという認識を示した上で、例として、eコマースの例、日本の権利者が何度も求めても侵害行為が引き続いている例、リーチサイトについてなかなか現行制度での対応が難しい例、特にサーバーが海外に置かれている例では一層困難になっているということで、そういう例からもコンテンツ産業に多大に影響を与えているということで、最後のパラグラフ、我が国としても、ここも「やり得」と書いておりましたが「やり得」を許さない知財システムを構築していくことが必要であるということで、特に国境を越える悪質な侵害行為を念頭に対策の必要性やあり方について、本委員会では検討を行ったとしております。

その上で、次の36ページ「(2) 論点」でございます。

「①対応の基本的考え方」は、悪質な侵害に対してはより一層の対応強化が必要ということで、対象となる侵害行為の範囲、要件について、どのように設定していくのか、悪質な侵害というものをどうターゲットを絞っていくのかということが極めて重要である。その上でプラスして、対策の必要性・効果等については対外的に丁寧に説明していくことも重要であるということ。また、侵害対策とともに、正規版の流通促進策とバランスをとって進めていくことが必要という御指摘について整理をいたしております。

②からが個別の各論になりますが、リーチサイト対策については、3つ目のパラグラフ、リーチサイトは侵害コンテンツの違法流通に現に大きな役割を果たしている一方、法的根拠は不明確であるため、実効的な措置がとれない状況に鑑みれば、特にリーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為については、法制面での対応を含めた検討を行うことが必要と考えられるということ。また、検討に際しては、言論、表現の自由とのバランスに

留意することが必要ということでございます。

その次のパラグラフは、本委員会でも対象の絞り方について幾つかの御意見、御指摘といった御提案をいただきましたので、それを整理しております。

「③オンライン広告について」は、従来の愉快犯中心から広告収入を見込んだ営利目的のものが多くなっているということで、広告収入を断つことによる効果は非常に高いと考えられることから、オンライン広告対策について優先的に検討していくことが必要ということでございます。

「他方で」ということで、オンライン広告について実態はまだよくわかっていないこと、そのためには実態調査を進めることが必要であること、その上で、対象となるサイトの要件、広告停止の方法などについて検討を進めていくことが適当としております。

④サイトブロッキングにきましては、英国など欧州の国々では導入している例がある。我が国では、児童ポルノについてはその仕組みが整備・運用されているということ。

意見としては、両論あったかと思っております。最初のパラグラフは、サイトブロッキングについて、有効、適切な措置を講ずる必要のない悪質な海外サイトに対しては有益、必要であるという御意見、「他方で」ということで、ネットの基本理念と相入れない。また、実効性に限界がある。そういう観点から慎重な意見も多かったと考えております。

その上で「以上を踏まえ」ということですが、サイトブロッキングについては、諸外国における運用の状況の把握を通じまして、他に對抗手段が難しい悪質な侵害行為として念頭に置くべき行為の範囲や実効性の観点や、表現の自由等の観点から、是非を含め引き続き検討していくことが考えられるとしております。

⑤海外サーバー上の侵害行為に対する法的対応ですが、2つ目のパラグラフ、昨今の国際私法の考え方によれば、日本向けであることが明らかなものであれば、日本法が適用されると考えられる。このような解釈を明確化していくなど、侵害行為に対する法的保護のあり方について検討していくことが適当としております。

「⑥プラットフォームとの連携強化について」は、知財侵害対応について、プラットフォームの協力は必要不可欠であること、また、政府よりもプラットフォームが力を持っていると考えられる。そのため、プラットフォームとの協力関係の強化が必要ということで、強化をしていくことが必要。また、プラットフォームがどのような権能、責任を負うべきなのかということについて、引き続き検討を進めることが適当としております。

最後に「(3) 方向性」としては、インターネット上の悪質な侵害に対して、各種の方策を適切に組み合わせることによって総合的な対策を図ることが必要とした上で、過度な規制にならないように、侵害行為の範囲や要件を明確にしていくことが重要という基本的な考え方を整理しております。

その上で、最後の39ページになりますが、○としては具体的な取り組みとして5点に整理しております。

1つ目は、リーチサイトについては、法制面での対応を含めて具体的な検討を進めてい

く。その際、表現の自由などとのバランスに留意しながら焦点を絞っていく必要があるということでございます。

オンラインの広告対策については、実態調査を行いつつ、その結果を踏まえ、サイトの要件、停止の方法などについて具体的な検討を進めるということ。

3つ目の○が、サイトブロッキングについてでございますが、諸外国の状況の把握を通じて、その効果、影響を含めて引き続き検討を行うということ。

4つ目が、海外サーバー上の侵害行為に関しては、知財の適切な保護のあり方について調査研究を行っていくということ。

最後、プラットフォーマーとの連携の促進、また、プラットフォーマーの影響力に関する調査分析を行うという形で整理をしております。

説明は、以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。

では、今のアジェンダについて、御意見がありましたらお出しいただけますでしょうか。福井委員、お願いします。

○福井委員 ありがとうございます。大きな流れとしては、議論を丁寧にすくっていただいております、異論のないところであります。

最後、39ページ、やはり方向性が出ております。ここも書きぶりの職人芸が必要とされるところなのだろうとは思いつつ、特に悪質性が指摘され、なかなか踏み込んだ意見もこの場では出たと記憶しておりますリーチサイト対策については、さらにもう一段踏み込んだ具体的な導入検討といった言葉までであってもいいのではないかなと感じました。

セーフガードについても十分記載をしていただいておりますので、それでもバランスはとれているように感じました。

また、最後の○、プラットフォーマーの影響力はAIの箇所を書いていただいておりますけれども、この調査研究、調査分析、非常に重要なことだと思います。賛成したいと思えます。

○中村委員長 では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 先ほどこのあたりも先取りして言ってしまったかもしれませんが、そして、これがこの委員会の役割の範囲内かどうかはわかりませんが、そもそも何が違法なのかということに関して、もう少し何らかの周知をする方法はあったほうがいいのではないかと思います。

例えば、偽ブランド品とかは、結局偽ブランド品がよくないのだということをみんなが知らないうちは気楽に買っていたと思うのですが、ある程度みんなが偽ブランド品は違法なのだということを知った段階では、数としてはともかく、多少意識が違った

部分があると思います。特に今は、教育現場においては、情報通信、情報の授業などというものは結構広がっていて、その中にうまく著作権ですとか、そういったものの重要性、特に違法に対する対応の重要性というものを短くても盛り込んでいくことが、広い意味では、こうしたいわゆるリーチサイトであるとか、いろいろなことに対する侵害への対応を、ベースのところでは強めるのではないかと思います。

以上です。

○中村委員長 上野委員、どうぞ。

○上野委員 先ほど福井先生からも御指摘があったリーチサイトに関しましては、私だけの印象かもしれませんが、この委員会において、悪質なリーチサイトをみなし侵害とする方向性についてかなりコンセンサスがあったように思いますので、この39ページ目における「法制面での対応を含め具体的な検討を進める」という表現は、やや弱いように感じると思います。もちろん、いろいろな御配慮があつてのことかも知れませんが、この報告書の他の箇所では、柔軟な権利制限規定といった賛否両論のある点についても、「早期の法改正の提案に向けて更に検討を進める」といった強い表現が見られますので、これと比べるとやはり弱いように私は感じると思います。

あと、38ページ目に「サイトブロッキング」に関する記述がありますが、他の論点についてはいずれも「検討していくことが適当である」とされているのに対しまして、ここだけ「引き続き検討していくことが考えられる」とされています。「検討していくことが考えられる」という表現ですと、検討することも一案だ、という程度でしかないように読め、実際に引き続き検討していくかどうかさえわからないことになるように思いますので、ここだけ特に弱められているような印象があります。もちろん、これもいろいろと御事情があつてのことかと思いますが、御検討いただければと思います。

以上です。

○中村委員長 ほかにいかがでしょうか。

喜連川委員、どうぞ。

○喜連川委員 先ほど教育でと御指摘いただいたのですが、これは多分ほとんどの大学でかなり徹底的にやっています。東京大学のエレベーターに乗りますと、違法ダウンロードをしたらだめとか書いたものがいっぱい貼ってあります。しかも文句が来たら、その学生の指導教官は大変で、悪いことをしているのはもはや学生ではないのではないかと思います。

○中村委員長 最初のアジェンダに戻っていただいて、全体を通じたことでのコメントで

も何でも結構ですので、お出しいただければと思います。

どうぞ。

○瀬尾委員 今、このまとめということで、今日は非常にいい議論もあって、ここへ来て言うのもなんですけれども、また、これはずっと前から思ってきたことなのですが、今日は大分いろいろと議論が出ましたので、思い切って言ってしまうおうということで、これは載せなくて結構です。

基本的に、前の大きな改正があって、著作権法は昭和46年ですか。45年ぐらいがたっていますね。そのころから見た時には、基本的に、例えば、私的環境の劇的な変化がある。例えば、この45年前と食っているものは実はそんなに変わらないかもしれないし、フィジカルなものはそんなに変わっていない。例えば、21世紀というと、チューブの移動の何かがあつてとか、空を飛んでいるとか、ありましたね。あり得ないですね。普通に変わらない。

でも、実は目に見えないコンテンツ系、コンテンツと呼んでいますけれども、情報とか、そういったものについては、激変していると言っていると思います。

例えば、コンピューターでも、携帯でも、ネットワークでも、例えば、それこそ著作物でもデジタル化していくような、物すごく大きな変化があつた45年、そして、やはりこの45年の中で、その45年前に想像できなかった利用の権利制限から、例えば、教育環境、図書館、著作物のそもそもの創造のプロセス、内容をこの45年間一生懸命変えてきて、たこ足をして何とか押し込んできたわけです。

でも、今度のいわゆるこの著作権法自体を50年に向けて大改正を行うための方向づけを考えたらどうなのでしょう。

つまり、やるかやらないかも含めてですけれども、現在の環境、例えば、先ほどのフェア・ユースの話もそうでした。AIもそうです。データベースもそうです。この45年間、全てのものを押しこんできましたね。

だけれども、そろそろ急に変えられないし、前にこの話を中山信弘先生とお話したときに、君、それは10年かかっても難しいと言われました。確かにそうかもしれない。

でも、45年たって、著作権法の基本的な部分自体にいろいろな問題が出てきているのかもしれない。

なので、著作権法の大きな改正から50年をめぐりに、抜本的な、誰が読んでもわからない著作権法を誰が読んでもわかる著作権法に変える。普通の人を読める著作権法に変えるためのことを始める検討をしたらどうでしょうか。やるとは私も申し上げません。やらないほうがいいかもしれない。

でも、そういうことを考えていかないと、今回のような議論は多分繰り返される。常に。端々に至るまで。これは図書館がもっとネットワークの拠点になることだって考えられます。そのときにあの権利制限でいいのか。今、図書館等に、博物館、美術館まで入ってい

ます。本当にそれでいいのですかね。そういう部分の限界を見据えた上で、今回、次世代ということを考えたら、著作権法の抜本的な、46年に匹敵し得る、もしくは、それよりさらに大きな現代の状況に合わせる著作権法の大改正というものを、できるのか、できないのか、したほうがいいのか、悪いのか、悪いところはどれだけあるのか、全然ないのか、全て含めて1年ぐらい検討して、少なくとも現行著作権法50年に向けて、何らかの措置をするべきなのかどうかの議論を始めることはいかがなものかなと思います。

今日の議論全般を見てみて、何か根本問題はそこにあるのかなど。それを何となくみんなのでつじつまを合わせることに終始しているから、正直に言って、あと2年ぐらいすると議論が破綻するのではないかという気がするので、これはこういう発言は多分非難を受けられる可能性はあります。

だけれども、やはり誰もが思っていて口にできなかったことなのではないかなと思うので、私はこういう公の場でやはり検討していただきたいなど、委員として申し上げたいと思います。

今回の結論には、もちろんここまでまとまっているから、載らないかもしれないし、もしかしたら載るのかもしれない。もう一回あります。

だけれども、そういうことについての大本の問題というものに目を背けないほうがいかなと思ったので、最後に発言させていただきました。これは御参考と申し上げても結構です。局長がこれに対して一步、二歩、踏み出すことが、どう御判断なさるかも含めて、意見として申し上げます。

以上です。

○中村委員長　では、福井さん、お願いします。

○福井委員　本日、初めて、瀬尾さんの意見に大賛成です。

先ほど宮島さんの教育の話も出たのでちょっと申し上げますと、教育は本当にこれらの柱のどれにも匹敵するほど重要な問題だと思うのです。それは社会人に向けてもあるいは初中高等教育においてもそうだと思うのです。

そのときに、これはだめだよという「べからず集」の教育になってしまうことは絶対に避けなければいけません。だめなことと、それから、これはやっぴいのだよ、使えるのだよ、ここは活用できるよというこのバランスがとても大事だと思います。

先ほどの31条、図書館等の関連規定がありますが、文化庁著作権課、この数年、まさに画期的と言っていいほど意欲的にその改正を進めてきました。

しかし、図書館や博物館、美術館の現場はまだその改正内容をほとんど知らない状態です。ですから、知らしめることはすごく大事です。

それを考えた時に、やはりわかる著作権法、現状は、先人たちの汗と努力の確かに結晶ではあるが、万人にとってのお茶の間法になった著作権法でありながら、専門家が読んで

もわからない。これは厳然たる事実です。やはり検索エンジンと書かずして検索エンジンとわからせるのは無理なのです。これは考えるべき問題だと思います。

以上です。

○宮島委員 先ほど喜連川委員からおっしゃっていたので、なるほど、多分、普段見えている世界が違うのだなとはちょっと思ったので、確かに大学生たちはきっと物すごく注意をされているのだろうなど。しかも情報科学の方々はそうなのだろうと思うのですけれども、私の視野にあるのは中学生とか高校生とか、今でもががインターネットを使い、著作物を扱い、でも、意識がそんなにない。あるいは、普通の商店の人や私たちが普段取材をする方々で、特にそういうチャンスはないけれども、知らずのうちに発信者になっていたり、あるいは、著作権物を利用する人になっている人がたくさんいるなど私は思っています。

そして、私自身もこの報告書を見るのに結構根性が要るのですけれども、私が根性が要るというのは、一般の人はもっと根性が要るのだろうと。

最終的にももちろんブレークダウンするタイミングはあると思うので、この文章がどうということではないのですけれども、視野の中に、やはり著作権とかこういう知的財産というのはもはや専門家の中の議論の話ではなくて、ごく普通の人が普通に意識できるものであってほしいとっていて、それを知らしめるのが、まさに大学ではなくて、中学とか高校で始まり始めた情報の授業かなと私自身は思っていますので、先ほど少し思ったのは、なるほど、ふだん見ている場所が違うのだなと思ったので、申し上げます。

○喜連川委員 何でも言っていという会議は政府であまりないので、とてもすがすがしいのですけれども、私もやはりこの会議に出させていただいて、本当に勉強になりました。

そんな中でやはり違和感を持ちますのは、漫画など著作物というものと私どもIT屋がつくっているプログラムというものが同じコンテキストで議論されているというのは、何だか違和感があります。プログラムは鑑賞するものではありません。それをどんぶり勘定にされているのがやや違和感がありまして、そういう意味で、抜本的に見直すということをしてもいいのではないかと感じます。

誰が読んでもわからないとおっしゃられましたが、現況感から申し上げますと、こんなことを言うとまた物議を醸すかもしれないけれども、全ての学問が、今、誰が読んでもわからない状態と言っても過言ではありません。この著作権法だけが世の中の悲劇のヒロインだと思っていただくと、それはそうではなくて、多分ほぼ全ての、例えば、税制に関しても、相当コンプレキシティーは高い。これは何を言っているかといいますと、どんどん細分化しながら精鋭化していったときに、1人の人間ではアブソープできなくなるような状態に多くの分野がなっています。

アメリカで、今言われているのは、お医者様方が知っていなければいけない。あるいは、

看れる病気というのは1万以上あると言われていました。

でも、1人の医者が治すことができる病気というのは、たかだか数百程度で、1,000は絶対にかない。

そうすると、その残りはどうしてくれるのかというところにAIをつくっていかうとしています。つまり、著作権法でAIの議論をする暇があったら、著作権法のAIをつくったほうが早いかもしれないのです。そういう時代になっていることも含めて、これは人類全ての課題なのです。物事がどんどんコンプレックスになって、それを一旦少しシンプルにできるかもしれないのですけれども、再び同じことがどんどん発生します。

ということはどういうことかということ、人間のつくった知をどうやってメンテナンスするかということが一番大きな課題になっているということで、少し上から目線の発言をさせていただいたかもしれないのですけれども、かなり人間にとっての根源的な問題に直面しているのだということ、少しお伝えしたいと思いました。

○中村委員長 ありがとうございます。

水越さん、赤松さん、の順にお願いします。

○水越委員 大きな話の中で、ちょっと一つ、小さな話かもしれませんが、システムが複雑化しているにもかかわらず、著作権法では、プログラムは片仮名ですけれども、福井先生も指摘しましたが、例えば、今日、インターネットという話をしているにもかかわらず、インターネットはどう読むのかというのを著作権法上読むことは非常に難しく、サーバーとも書いていないし、この複雑になってきた世の中で、世界標準があるものについても全て漢字に置きかえていく作業を続けたときに、本当はスピードアップしていかなければいけないのに、それをスピードダウンするようなことにもつながっているのではないかと思うので、それこそ非常に難しいことがおありだとは考えますけれども、どこか割り切った現代化、特にネットワークのITの世界に関しては、していかないと難しいのではないかなと思います。

○中村委員長 赤松さん、お願いします。

○赤松委員 この場では、コンテンツのクリエイターは私と瀬尾さんだけだと思うので、ちょっと決着をつけたいのですけれども、先ほどのインターネットアーカイブは、アレクサというウェブ分析会社がメインに寄附をしているのですけれども、アレクサはアマゾンのグループ会社ですね。

グーグルがライブラリー・ブックスキャンで勝訴したではないですか。向こうは意識していないと思うのですけれども、日本のコンテンツは全部のまれるという危機感を最近はすごく抱いている。

そういうことに関して、瀬尾さんがフェア・ユースとくに慎重であれみたいなことを先ほどおっしゃっていたので、この人は黙ってシェアされるのを待つ気なのかと私は思ったのだけれども、先ほど何か始めるべきだということを知って、やはりいいのかなという感じもしますけれども、ここで我々2人がコンテンツのクリエイターとして、フェア・ユースをやるべしみたいなことを言うと、ちょっと場のあれは違うと思うのですけれども、そこら辺はどうなのですか。やはりだめなのですか。

○瀬尾委員 柔軟な規定ですか。フェア・ユースですか。

○赤松委員 フェア・ユースです。

○瀬尾委員 フェア・ユースはだめだと思います。

フェア・ユースと呼ばれているアメリカの法制を日本に持ち込むこと自体、私ははっきり言って反対で、ただ、やろうとしていることはよくわかるし、それは必要だと思う。

アメリカ型の、例えば、グーグルがやった方法に、ただそれに対応するためにどうしたらいいかは、同じことで後から言ってもだめだと思う。きちんともっと今の我々の日本の持っているコンテンツと体制と文化と、あと著作権法と、いっぱいあるではないですか。この現状に合わせて、きちんともあれに対抗するだけではなく、凌駕するような方法を考えていくべきだし、それを私はアメリカ型フェア・ユースではないと思うので、反対している。

逆に、マイナス面が出ることで、ちょっとここまで突っ込まれたから言うてしまうけれども、あれを入れることによって、ほかの大事な政策が足を引っ張られて遅れることが私はすごく怖い。

つまり、あれにこだわるよりももっと大事なことがあるので、もっと実効性のあることをきちんとしていかないと、その議論を例えばあと1年、法制化にさらに1年、3年をかけてやるよりは、もっとやるべきことがあるのではないかというのは、正直な本音なのです。

だから、フェア・ユース自体を問題にしているというよりは、その政策の実効性とスピード感と優先順位ということが私は余り納得できていないので、現状でそれに対して反対しているというのが実情です。

○赤松委員 今は、インターネットアーカイブに瀬尾さんの絶版の写真集が寄附されたとして、それをわざわざ削除しないでしょう。そうやって全て何もかもくということに、クリエイターとして恐怖はないのですか。

あと、先ほどの著作権侵害の国を超えたあれもそうですけれども、海賊版サイトなどをたたけたことはないですよ。今後たたけないです。何が勝つ唯一の方法かということ、私

が実践しているのですけれども、海賊版サイトよりも安く、ゼロ円ですね。なおかつ、便利な、しかも作者が儲かって、使っていてうれしいとか、そういう形でやっていかないと、たたき潰すということを全部書いてあるのですけれども、割と現場のクリエイターとのその辺の肌感、温度感に少し差はあるなどは感じています。

○瀬尾委員 今、まさに赤松さんがおっしゃったそれはスキームで、法律などに頼らないで、これについてはスキームで潰していくわけですよ。スキームは法律ではないから、例えば、著作者の赤松さんがオーケーと言ったら、すぐにできるではないですか。

○赤松委員 そういうことをやるのにフェア・ユースが欲しいと言っているのです。

○瀬尾委員 それは違うと思う。それがあつたらそれができるかというのは、私はそれがあつてもできないと思っているので、違うというのは、そこは多分フェア・ユースに対する理解の違いだから、これは見解の違いだと思うけれども、私はそれと違うからあつてもできないと言っているだけで、ちょっとフェア・ユースについての理解が多分違う。

そんなにアメリカ型のフェア・ユースは自由自在なものではないのと、ほかの立法とセットになって初めて機能する一つの制度なので、それだけを入れることのアンバランスとかということの弊害のほうが、私は、今はちょっと多いと思っている。

ただ、それよりも、先ほど言った優先順位とか、効果のほうが実は一番の関心事かなというのも正直に言っております。

ただ、先ほど、著作権法の大抜本改正などと、余り言わないでずっと済まそうかと思っていたのに言ってしまったけれども、当然簡略化するとなつたらのりしろができますね。ただ、それは日本の現状に合わせて考えるべきということです。

これ以上は余りこれについては申し上げられないけれども、そういうことだと思えます。

○中村委員長 幸いなことに皆さんからもう一回チャンスをいただきましたので、今も議論になっていることも含めて、文言を少し調整させていただきたいと思えますし、まだ皆さんからのコメント、意見がありそうなので、そのあたりはストレートに事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

今、議論になったフェア・ユース云々のところも、どのように文言として落とし込むのか。それから、最後のほうに提案をいただいた、もっと大きな、我々がこれからどちらの方向にいくかという船の姿をここに書くのかどうかということも含めて、ラストワンチャンスで取りまとめができたならなど期待をしているところでございます。

ということで、いただいた時間を超過してしまいました。議論をこのあたりとさせていただきます。最後にまた事務局長から総括をいただきたいと思います。

○横尾局長 今、中村座長からありましたが、もう一回、会を設定しておいて本当によかったなというのが正直な感想であります。

今日はなかなか総括をしにくいのですけれども、済みません、事務局長の勝手な特権で感想だけ言わせていただきます。

今日も相変わらずいろいろなことを御発言いただきました。本当にありがとうございます。

最後のこの大きい話は、もともとこういう委員会をやろうと思った我々の動機がある意味それで、それは田村先生が書かれた著作権リフォーム論の大論文を読んだことに触発をされたところがあるのと、今日は御欠席ですけれども、川上委員が、ソフトウェアの中の循環的複雑度、その手法で法律の条文を解析したというものがあって、一番ひどいのはどうも税法らしいのですけれども、その次にひどいのが著作権法の47条シリーズの条文が、必ずバグが出るような条文だというお話があって、まさにお茶の間著作権法になっている中で、これはよろしくないのではないかと。

まさに47条のシリーズの権利制限規定が、近年いろいろところで個別制限規定が出てきていますが、これが全くもって読めないというか理解できないのに対応できていないというのが喫緊の課題であろうなということで、大きい問題意識を持ちながら、今、解決すべき一番の喫緊の課題という、その大きいピクチャーと今の課題をどうつなげていくかということが、この委員会の検討のベースというか、動機ということであったと思っています。

そういう意味では、まさに「はじめに」なり、最初に書くべきことと最後の大きい絵というのは、ある種、連動する話で、現在の著作権法を初めとする知財制度に対しての大きい問題意識、特に著作権の場合に、対象となるものがもともとの著作物とは違うものが、全部著作権という中に入っていることの問題性というか、難しさというのは原点にあるわけありますので、そこは何らかの格好で、私個人的にはぜひ触れたいとは思っています。

ただ、先ほど、まさに政府の委員会の座長を長くやっつけていらっしゃる中村先生がおっしゃるように、政府の知財本部と書いてあるという面もあるので、どこまで書くかはよく考えさせていただきたいと思います。

ただ、政府の公式の委員会ではあるものの、各省の審議会と違って、この後すぐ法律になることを直で想定しながらつくるレポートではないという意味では、一定のイノベティブな役割を知財本部の委員会としては果たしたいし、果たせると思っていますので、その様子をどこまで盛り込めるか。今日の議論を踏まえて、さらに知恵を絞りたいと思いますので、引き続きいろいろなお知恵を拝借できればと思います。どうぞよろしくお願いたします。

今日はありがとうございました。

○中村委員長 ありがとうございます。

次回の会合の連絡をお願いします。

○永山参事官 次回の会合につきましては、4月8日の金曜日、16時から18時を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

○中村委員長 では、これにて閉会といたします。
ありがとうございました。